

# 兵庫県公報

令和4年7月1日 金曜日 第324号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 有害興業の指定（男女青少年課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	2
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	12
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	17
○ 歳入の徴収事務の委託（港湾課）	17
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（東播磨県民局）	17
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	18
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	21
○ 同 上（同）	22
<b>病院局管理規定</b>	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規定等の一部を改正する管理規定	22
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	22
○ 同 上	24
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	24
<b>市町村職員共済組合公告</b>	
○ 令和3年度決算の要旨	25

## 告 示

### 兵庫県告示第798号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名称	制作・配給会社
映画	不倫ゲーム 燃えあがる女たち	新東宝映画
映画	愛してる！	日活
映画	女神の継承 (原題)THE MEDIUM	シンカ
映画	哭悲／THE SADNESS (原題)THE SADNESS	クロックワークス



**兵庫県告示第799号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
仮屋森	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち網漁業	別記1の2及び3	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	周年				

一宮町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の5	同上	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち 網漁業	別記1の6	2月5日から 7月15日まで 及び11月25 日から12月4 日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の7	10月20日か ら 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の8	10月20日か ら翌年4月30 日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の9	4月1日から 12月31日ま で				
別記1の10		6月1日から 12月31日ま で					

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年7月1日から同年8月1日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
仮屋、森	別記3の1、3、4、6から14まで、17
一宮町	別記3の2、4から13まで、15から17まで

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。

- 4 洲本市小路谷から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 7 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び4月1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、並びに淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 8 淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 9 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 10 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

#### 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

#### 別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次のアとウとを結んだ直線とイとエとを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面（以下「鳴門海峡禁止海面」という。）並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
  - ア 南あわじ市丸山崎西端
  - イ 南あわじ市釣島鼻突端
  - ウ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
  - エ 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 6 たちうおを目的として操業してはならない。
- 7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 12 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 14 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 15 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 16 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 17 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第800号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
淡路市東浦	いわし・いかなご船びき網漁業	操業区域（別記1の操業区域をいう。以下同じ。）の1	周年	別記2	10トン未満	2隻	定めなし
南淡沼島	同上	操業区域の2	同上	同上	同上	2隻	同上

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年7月1日から同年8月1日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
淡路市東浦	条件（別記3の条件をいう。以下同じ。）の1、3、4
南淡沼島	条件の1、2、4

別記1 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 2 南あわじ市潮崎と鳴門市大磯崎を結んだ線から、洲本市畑田川に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 午後5時から翌日午前6時までは操業してはならない。
- 3 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 4 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第801号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
福良	さより船びき網漁業	南あわじ市小浦の鼻から同市潮崎を見通す線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	10月1日から翌年5月31日まで	別記1	10トン未満	4隻	別記2

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年8月15日から同年9月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区番号	条件
福良	別記3の1から4まで

別記1 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 刺網漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 午後5時から翌日午前6時までは操業してはならない。
- 4 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第802号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
灘（南淡）	さより船びき網漁業	南あわじ市潮崎から洲本市畑田までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	別記1	10トン未満	2隻	別記2

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場

合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年7月1日から同年8月1日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区番号	条件
南淡（灘）	別記3の1から4まで

別記1 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。

ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 刺網漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 午後5時から翌日午前6時まででは操業してはならない。
- 4 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第803号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦



1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	建廻網漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年7月1日から同年8月1日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。



兵庫県告示第804号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東浦	あかした刺網漁業	淡路市鶴崎と大阪府岸和田市木材港北端を結んだ線から、洲本市三ツ川河口と大阪府泉南郡岬町深日港北端を結んだ線に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	6月15日から8月15日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年7月1日から同年8月1日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。



**兵庫県告示第805号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	ひき縄漁業	操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の1	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし
姫路市	同上	操業区域の2	5月1日から11月30日まで	同上	同上	1隻	同上
洲本 津名 東浦	同上	操業区域の3	周年	同上	同上	1隻	同上
湊	同上	操業区域の4	同上	同上	同上	4隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年7月1日から同年8月1日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く
- 2 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 3 洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 4 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路市西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く



**兵庫県告示第806号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期

間を次のように定める。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
相生 赤穂	ひき縄漁業	相生市及び赤穂市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）	5月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	11隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年8月15日から同年9月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第807号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) いかかご漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町	いかかご漁業	明石市二見町から姫路市大塩町までの海面	4月15日から 7月10日まで	定めなし	定めなし	1隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者
		共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域	5月10日から 7月31日まで				

(2) かさご・めばるかご漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	かさご・めばるかご漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(3) あなごせん漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	あなごせん漁業	別記	6月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年7月1日から同年8月1日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係るかさご・めばるかご漁業の許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならぬ。

イ かご数は50個以内でなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第808号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場

揖保郡太子町鵜300番地

工場長 栗原紀泰

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場

揖保郡太子町鵜300番地

(3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリ表面 処理施設 (No. 1)	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		
能	力	2,000枚/日	300m <sup>3</sup> /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	3~6	3~6	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20	2	3
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	25	3	4
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	3	5	3	4
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	2	2	—	—
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	169	211	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	2	2	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		27	27	7	7

備考 既設特定施設を廃止するとともに汚水等の処理の方法を変更するため、排出水の量に増減はなく、汚染状態及び負荷量が減少する。

63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 3～12)	
3 m <sup>3</sup> /分	
既 設	
既 設	
許可後	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
6～8	6～8
6	10
7	10
70	100
—	—
—	—
—	—
12/基	12/基

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年7月1日から同月22日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



**兵庫県告示第809号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和4年4月5日から令和5年3月28日まで
- 3 作業地域  
丹波篠山市及び丹波市の各一部



**兵庫県告示第810号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和4年4月26日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
上郡町梨ヶ原地内



**兵庫県告示第811号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間  
令和4年5月23日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域  
加古川市全域



**兵庫県告示第812号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間

令和3年10月12日から令和4年3月31日まで

- 3 作業地域  
豊岡市辻地内



**兵庫県告示第813号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年5月7日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
豊岡市小島地内



**兵庫県告示第814号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年3月18日から同年4月22日まで
- 3 作業地域  
尼崎市常光寺一丁目地内



**兵庫県告示第815号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年3月1日から同月25日まで
- 3 作業地域  
西宮市神垣町地内



**兵庫県告示第816号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間



令和3年9月16日から令和4年3月22日まで

- 3 作業地域  
たつの市全域



**兵庫県告示第817号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年7月1日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年7月1日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 洲本五色線	洲本市下加茂二丁目517番1から 同市下加茂二丁目515番3まで	旧	6.0から 9.0まで	54.0	
		新	7.0から 11.0まで	54.0	



**兵庫県告示第818号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務を家島観光事業組合に委託した。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 委託した歳入の名称  
兵庫県港湾施設管理条例第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料
- 2 委託した事務の範囲  
家島港真浦地区に係る来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名  
姫路市家島町真浦590—7  
一般社団法人家島観光事業組合  
代表理事 岡部 賀胤
- 4 委託年月日  
令和4年4月1日
- 5 徴収の方法  
家島観光事業組合は、使用料の徴収については、納入通知書により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の歳入に係る事務委託契約書による。



**兵庫県告示第819号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年7月1日

東播磨県民局長 小川佳宏

- 1 指定する貯水施設の所在地  
高砂市阿弥陀町長尾字高丸156、高砂市阿弥陀町長尾字酒造岩268—2

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
長尾水利組合	高砂市阿弥陀町長尾318	長谷川 清隆

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス加古川別府店  
所在地 加古川市別府町西脇字辻ヶ内180 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表者の氏名 横山英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年2月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,499平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

51台

(2) 駐輪場の収容台数

18台

(3) 荷さばき施設の面積

32平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日  
令和4年6月15日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和4年7月1日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和4年11月1日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 城北ショッピングセンター  
所在地 姫路市城北本町18-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	伊藤龍夫
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二
  - (2) 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	宝保努
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二
- 4 変更年月日  
令和2年10月25日
- 5 届出年月日  
令和4年6月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
令和4年7月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和4年11月1日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン姫路別所ショッピングセンター

所在地 姫路市別所町別所二丁目64番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社マツモトキヨシ中四国販売	岡山市南区福富西一丁目20-32	多田将一
株式会社圓陣	加古川市尾上町今福462番地の1	井上貴博

外4者

(4) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社マツモトキヨシ中四国販売	岡山市南区福富西一丁目20-32	森 崇
株式会社圓陣	加古川市尾上町今福462番地の1	山本麻衣子

外3者

4 変更年月日

令和2年11月30日ほか

5 届出年月日

令和4年6月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年7月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年11月1日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ大久保西店  
 所在地 明石市魚住町金ヶ崎63-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (5) 変更前  

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

 外4者
  - (6) 変更後  

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社加古川自動車教習所	加古川市山手一丁目1番1号	中尾和彦
松川商事株式会社	鳥取県米子市両三柳2366-4	松川優介

 外4者
- 4 変更年月日  
 令和3年11月3日ほか
- 5 届出年月日  
 令和4年6月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和4年7月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和4年11月1日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(第3工区) 芦屋市南宮町126番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
芦屋市精道町7番6号  
芦屋市長 伊藤 舞
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年6月2日  
兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-3-4号(1芦屋)



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年7月1日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市朝日ヶ丘町384番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 澤田 康志
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年6月9日  
兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-3-2号(2芦屋)

**病院局管理規定**

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年7月1日

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

**兵庫県病院局管理規程第10号**

**兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程**

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「5,000円(歯科は3,000円)」を「7,000円(歯科は5,000円)」に改め、同条第6項中「2,500円(歯科は1,500円)」を「3,000円(歯科は1,900円)」に改める。

附則

この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第44号**

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則本

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

特別養護老人ホーム パーマリィ・イン中道	同 市兵庫区中道通6丁目1-33
----------------------	------------------

」

を

「

特別養護老人ホーム ラグナケア中道	同 市兵庫区中道通6丁目1-33
-------------------	------------------

」

に、

「

特別養護老人ホーム パーマリィ・イン千鳥山荘	同 市兵庫区千鳥町3丁目5-1
------------------------	-----------------

」

を

「

特別養護老人ホーム ラグナケア千鳥山荘	同 市兵庫区千鳥町3丁目5-1
---------------------	-----------------

」

に、

「

社会福祉法人報恩会 特別養護老人ホーム パーマリィ・イン西神春日台	同 市西区春日台7丁目45-2
-----------------------------------	-----------------

」

を

「

特別養護老人ホーム ラグナケア春日台	同 市西区春日台7丁目45-2
--------------------	-----------------

」

に、

「

社会福祉法人報恩会 ケアハウス パーマリィ・イン西神春日台	同 市西区春日台7丁目45-2
-------------------------------	-----------------

」

を

「

ケアハウス ラグナケア春日台	同 市西区春日台7丁目45-2
----------------	-----------------

」

に、

「

パーマリィ・イン西神春日台ケアハウス 華邸	同 市西区春日台7丁目45-3
-----------------------	-----------------

を  
「

ケアハウス ラグナケア春日台 南館	同 市西区春日台7丁目45-3
-------------------	-----------------

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第45号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

2 老人ホームの表明石市の項中

「

チャーム明石大久保駅前	同 市大久保町ゆりのき通1丁目4-1
-------------	--------------------

を  
「

チャーム明石大久保駅前	同 市大久保町ゆりのき通1丁目4-1
有料老人ホームモア・アビタシオン明石	同 市大久保町八木 486

に改める。

**警 察 本 部 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年7月1日

契約担当者

兵庫県警察本部長 桐原 弘 毅

1 落札及び随意契約に係る物品の名称及び数量

(1) 落札

路側固定式道路標識材料（支柱等） 5,772 本

(2) 随意契約

ア 路側固定式道路標識材料（標識板） 4,864 枚

イ 路側固定式道路標識材料（補助板） 1,392 枚

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札及び随意契約の相手方等を決定した日

令和4年6月10日

4 落札者及び随意契約の相手方の名称及び住所

(1) 落札者

路側固定式道路標識材料（支柱等）



神戸市北区道場町日下部300番地

富国工業株式会社

(2) 随意契約の相手方

ア 路側固定式道路標識材料（標識板）

西宮市羽衣町7番31号-1105

白陽化学工業株式会社

イ 路側固定式道路標識材料（補助板）

姫路市町坪4番地の2

関西道路安全株式会社

5 契約金額

(1) 路側固定式道路標識材料（支柱等）

40,823,472円

(2) 路側固定式道路標識材料（標識板）

47,814,030円

(3) 路側固定式道路標識材料（補助板）

6,744,980円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札（支柱等）及び随意契約（標識板、補助板）

7 入札公告をした日

令和4年4月19日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。

市町村職員共済組合公告

令和3年度決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、令和3年度決算の要旨を公告する。

令和4年7月1日

兵庫県市町村職員共済組合  
理事長 福元晶三

1 損益計算書の要旨

（単位：千円）

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご 共済会館	貯金	貸付
負担金	13,792,199	35,559,877	1,856,077	262,941			441,979	452,162				
掛金（組合員保険料）	13,899,578	22,602,646	1,856,058					442,394				
取 施設収入及び商品売上									110,976	61,343		
利息及び配当金						64,177	133	442	43	3	983,095	167
その他収入	1,842,082						168,139	59	7,972	20,488	5,120	22,839
入 他経理からの繰入金							4,009		84,592	34,433		
前年度支払準備金	1,718,009											
計	31,251,868	58,162,523	3,712,135	262,941	0	64,177	614,260	895,057	203,583	116,267	988,215	23,006
支 給付金	12,725,220											
役員給与							236,808	12,581			21,392	15,754
旅費及び事務費							33,489	4,383	1,014	641	2,058	1,382
商品仕入									3,331	53		
飲食材料費									22,475	5,042		
委託費							28,611	1,395	81,152	68,000		
支払利息						64,177					779,512	
連合会払込金	331,980											
前期高齢者納付金	7,163,886											
後期高齢者支援金	5,643,788											
病床転換支援金	16											
出 老人保健拠出金												
退職者給付拠出金	175											
他経理への繰入金	4,009							52,982				
その他支出	4,143,490	58,162,523	3,712,135	262,941			303,617	775,459	95,771	67,636	8,229	73,762
次年度支払準備金	1,899,299											
計	31,911,863	58,162,523	3,712,135	262,941	0	64,177	602,525	846,800	203,743	141,372	811,191	90,898
差引当期利益又は当期損失(△)	△ 659,995	0	0	0	0	0	11,735	48,257	△ 160	△ 25,105	177,024	△ 67,892

## 2 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご 共済会館	貯金	貸付
資産												
流動資産	3,642,955	3,482,829	233,651	1,600	26,585	33,051	1,951,962	3,299,877	1,413,938	582,251	9,421,267	999,724
固定資産						4,105,636	1,791	114,610	1,006,960	1,062,494	136,603,303	1,636,409
繰延資産							3,779					2,628
資産合計	3,642,955	3,482,829	233,651	1,600	26,585	4,138,687	1,957,532	3,414,487	2,420,898	1,644,745	146,024,570	2,638,761
負債												
流動負債	147,070	3,482,829	233,651	1,600			24,152	72,883	13,460	11,390	132,349,240	87
固定負債	1,899,299				26,585	4,138,687	317,340	17,364			55,647	90,625
負債合計	2,046,369	3,482,829	233,651	1,600	26,585	4,138,687	341,492	90,247	13,460	11,390	132,404,887	90,712
資本剰余金								122,268	2,134,506	1,391,361		
積立金												
資本												
利益剰余金	1,596,586						1,616,040	3,201,972	272,932	241,994	13,619,683	2,548,049
資本合計	1,596,586	0	0	0	0	0	1,616,040	3,324,240	2,407,438	1,633,355	13,619,683	2,548,049
負債・資本合計	3,642,955	3,482,829	233,651	1,600	26,585	4,138,687	1,957,532	3,414,487	2,420,898	1,644,745	146,024,570	2,638,761